

計量行政概要

平成24年度

福岡県計量検定所

ま え が き

計量制度は、私達が日常、経済・社会の活動を行う上で、極めて重要な基盤をなすものです。

本県におきましては、計量制度の中核をなす計量法の目的を達成するため、基準器等の計量標準の供給、特定計量器の検定・検査、適正な商品量目及び特定計量器の使用を確保するための立入検査等による指導、その他計量思想の普及啓発を行うための諸施策を実施しております。

近年、計量業界は、特定計量器検定検査規則の J I S 化、計量単位（質量の定義）の見直し等、変革の時期を迎え、計量行政機関も新基準等への対応を新たなものとして見直してゆく時を迎えています。

このような時代に、今後も効率的に社会ニーズに対応し、地域性を活かした計量行政と全国的統一性を確保する計量行政とのバランスをとりながら、安心・安全な消費生活、活力ある産業活動を支える基盤としての計量行政の充実整備に努めています。

皆様方の、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

この行政概要は平成24年度に実施しました事業の実績をまとめたものです。

本書が、本県の計量行政にご理解をいただくための参考資料としてご利用いただければ幸いに存じます。

平成25年8月

福岡県計量検定所長
山 地 喜 典

目 次

頁

第 1	総 説	
1	沿 革	1
2	施設の所在及び規模等	1
3	機構と業務内容及び職員の配置	2
4	平成24年度 歳入と歳出	3
5	検定・検査設備(基準器等主要設備)	4・5
第 2	計量関係事業の登録・届出及び指定	
1	概 要	6
2	平成24年度 登録・届出及び指定の事務処理状況	6
3	計量証明事業者の登録	6
4	製造・修理事業の届出	7
5	販売事業の届出	7
6	適正計量管理事業所の指定	7
7	指定製造事業者の指定	7
8	特殊容器製造事業者の指定	7
第 3	特定計量器の検定・装置検査及び基準器検査	
1	概 要	8
2	平成24年度 特定計量器検定・装置検査実績	9
3	平成24年度 基準器検査実績	10
4	平成24年度 検定・検査個数及び手数料比率	10
5	検定・検査個数実績の推移	11
6	基準器検査個数実績の推移	11
第 4	特定計量器の定期検査	
1	概 要	12
2	平成24年度 定期検査の検査実績(市・郡別)	13
3	平成24年度 特定計量器器種別定期検査の検査実績	14
4	定期検査実績の推移	14
第 5	計量証明事業者の計量証明検査	
1	概 要	15
2	平成24年度 一般計量証明事業者の計量証明検査実績	15
3	平成24年度 環境計量証明事業者の計量証明検査実績	16
4	計量証明検査実績の推移	16
第 6	立入検査	
1	概 要	17
2	平成24年度 立入検査結果	18
第 7	計量思想の普及啓発事業及びその他の指導事業	
1	計量記念日事業	20
2	計量モニター	20
3	計量教室	21
4	おもしろ計量教室	22
5	講習会等	22
第 8	その他	
1	特 定 市	23
2	計量関係団体等	23
3	計量検定所案内図	24

第 1 総 説

1 沿 革

本県における計量の歴史は、明治24年の度量衡法の公布により、明治26年1月に福岡県常置検定所として、床面積82.5㎡・技手1名・雇1名・小使1名の職員で所在地は不明であるが、開設されたことにより始まっている。

以来、幾多の変遷を経て現体制に至っているが、その年次略譜は次のとおりである。

明治24年3月 度量衡法公布

明治26年1月 福岡県常置検定所を設置

明治37年1月 福岡県常置検定所を、福岡県度量衡器検定所と改称し、福岡市天神町県庁内に設置、
門司支所を門司市入船町に及び久留米支所を久留米市篠山町に設置

大正7年9月 機構改革により内務部権度課となる

大正13年12月 機構改革により福岡県度量衡検定所と改称

昭和21年6月 久留米支所を廃止(戦災により焼失)

昭和26年6月 計量法公布

商工部商政課計量係となる

昭和30年4月 門司支所を小倉市金田町に移転し北九州支所と改称

11月 久留米支所を久留米市西町に再設置

昭和33年2月 福岡県計量検定所として福岡市天神の独立庁舎へ移転

昭和40年10月 タキシーメーター走行検査場を福岡市西区别府に設置

昭和45年5月 福岡県計量検定所に四課制を導入し、総務課・検査課・検定第一課・検定第二課を設置

昭和47年4月 北九州支所を北九州市八幡西区則松へ新築移転

昭和51年4月 久留米支所を久留米市安武町へ新築移転

昭和57年4月 計量検定所を糟屋郡粕屋町大隈へ新築移転

平成15年3月 北九州支所、久留米支所を廃止し、北九州検査場、久留米検査場とする

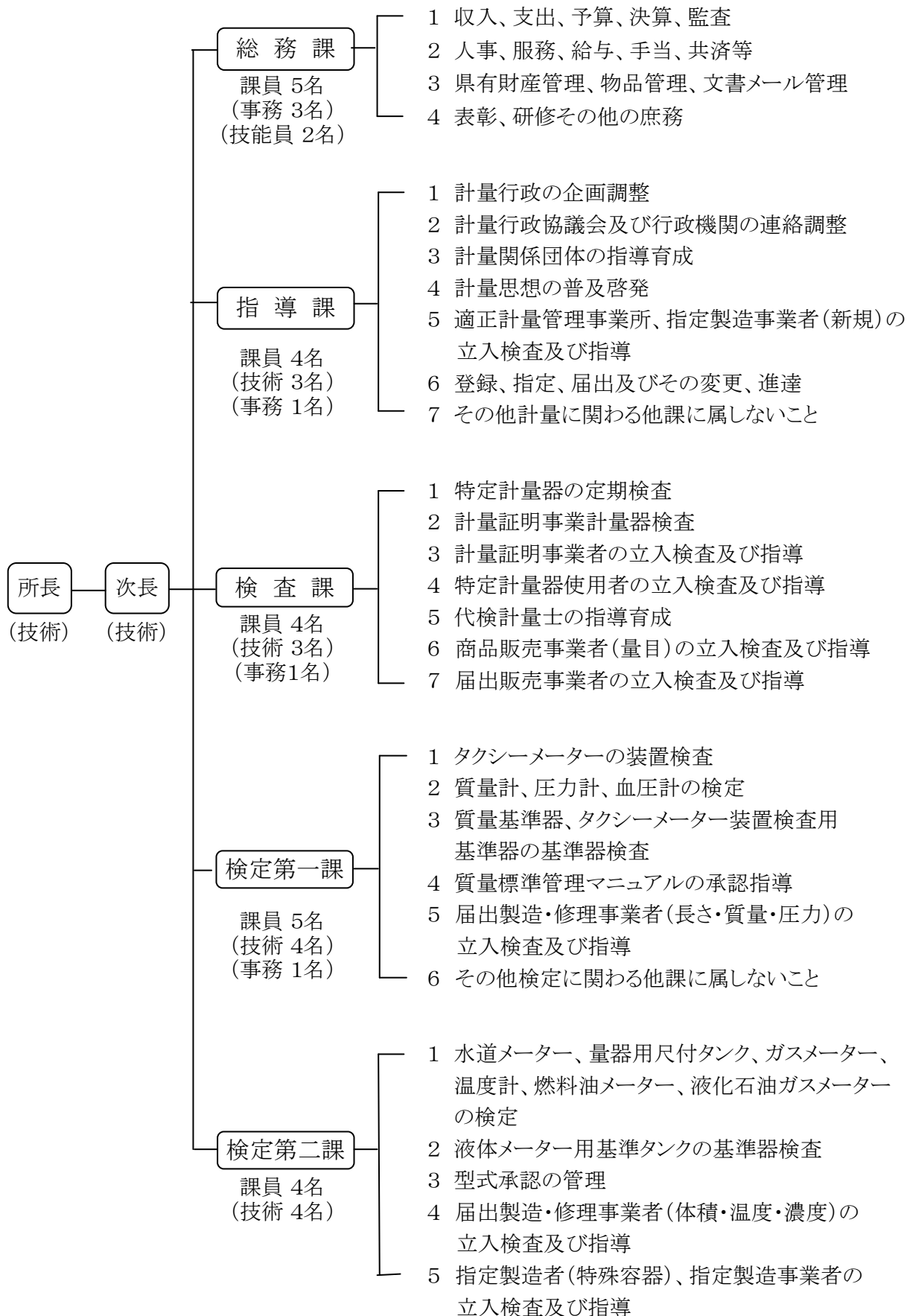
4月 指導課を設置し、五課制となる

2 施設の所在及び規模等

施 設	所 在 地
計 量 検 定 所 〔敷 地〕 7,693.24 ㎡ 〔床面積〕 2,098.91 ㎡	〒811-2302 糟屋郡粕屋町大字大隈188-2 TEL (092) 939-1541 FAX (092) 939-1542
北九州検査場 〔敷 地〕 2,153.71 ㎡ 〔床面積〕 323.00 ㎡	〒807-0831 北九州市八幡西区則松3-8-1 TEL (093) 601-2664 FAX (093) 601-2664
久留米検査場 〔敷 地〕 1,983.00 ㎡ 〔床面積〕 467.25 ㎡	〒830-0072 久留米市安武町安武本3125 TEL (0942) 27-1383 FAX (0942) 27-1383

3 機構と業務内容及び職員の配置

計量検定所は、県商工部の出先機関で、その機構及び所管業務は次のとおりである。



(平成25年4月1日現在)

5 検定・検査設備（基準器等主要設備）

(1) 基準器

品 名	数 量	配 置		
		本 所	北九州検査場	久留米検査場
基準巻尺(5m)	1	1		
特級基準分銅(1mg～20kg)	30	30		
一級基準分銅(1mg～20kg)	92	92		
基準重錘型圧力計(0.05～1Mpa)	1	1		
基準重錘型圧力計(0.1～10Mpa)	1	1		
基準液柱型圧力計(0～300mmHg)	1	1		
基準水道メーター(13mm)	1	1		
液体メーター用基準タンク(500L)	2	2		
液体メーター用基準タンク(50L)	1	1		
液体メーター用基準タンク(21L)	2	2		
液体メーター用基準タンク(19L)	1	1		
液体メーター用基準タンク(10.2L)	1	1		
液体メーター用基準タンク(5.1L)	1	1		
液体メーター用基準タンク(2.02L)	1	1		
液体タンク用基準タンク(10L(オーバーフロー式))	1	1		
基準湿式ガスメーター(10L(油封式))	1	1		
液化石油ガス用基準浮ひょう型密度計	1	1		
基準比重浮ひょう	16	16		
基準ガラス製温度計	6	6		
基準フラスコ(10L)	2	2		
基準フラスコ(5L)	2	2		
基準フラスコ(2L)	2	2		
基準フラスコ(1L)	2	2		
装置検査用基準器	7	4	2	1

(平成25年3月末現在)

(2) 主な検定検査設備

品名	数量	配置		
		本所	北九州検査場	久留米検査場
コンプレッサー	4	2	1	1
ストップウォッチ	3	3		
一級実用基準分銅（鋳鉄製以外 20kg以下）	130	130		
二級実用基準分銅（1,000kg）	74	74		
二級実用基準分銅（500kg）	2	2		
二級実用基準分銅（鋳鉄製以外 20kg以下）	91	91		
二級実用基準分銅（鋳鉄製 20kg以下）	8	8		
分銅校正用電子天びん（5.1g）	1	1		
分銅校正用電子天びん（220g）	1	1		
分銅校正用電子天びん（5.1kg）	1	1		
分銅校正用電子天びん（30kg）	2	2		
分銅校正用電子天びん（1,100kg）	1	1		
水準器	2	2		
定盤（埋込み）	7	4	2	1
走行クレーン	3	1	1	1
水道メーター検定装置	2	2		
恒温油槽	1	1		
フォークリフト（250kg）	1	1		
ハンドパレットトラック（1,500kg）	1	1		
定期検査用電気式はかり	3	3		
計量教室・計量モニター・量目立入検査用電気式はかり	42	42		
禁油圧力計用水槽継手	1	1		

(平成25年3月末現在)

第 2 計量関係事業の登録・届出及び指定

1 概 要

適正な計量の実施を確保するため、計量法（以下、法という）第107条の規定による計量証明事業（一般・環境）の登録、法第122条の規定による計量士の登録の進達及び法第58条の規定による特殊容器製造事業者の指定を、また法第127条の規定により適正計量管理事業所及び法第91条の規定により届出製造事業者の指定検査事業を行っています。

あわせて、正確な特定計量器を供給するため、法第40条の規定による特定計量器製造事業の届出の進達を、また法第46条の規定により特定計量器修理事業及び法第51条の規定により特定計量器販売事業の届出の受理業務を行っています。

2 平成24年度 登録・届出及び指定の事務処理状況

区分 申請事由	製造	修理	販売	計量証明事業		計量士		適正計量管理事業所	指定製造事業者	特殊容器製造事業者	合計
				一般	環境	一般	環境				
登 録				5	4	8	19				36
届 出			10								10
変 更	16	21	30	48	73			40			228
再 交 付				1	2						3
廃 止	4	6	4	2	5			1			22
閲 覧											0
謄本交付											0
指定申請								2			2
指定検査								2			2
合 計	20	27	44	56	84	8	19	45	0	0	303

3 計量証明事業者の登録（平成25年3月末現在）

事業者及び事業所数		区 分 別	
		事業者数	事業所数
一 般	質 量	174	194
	体 積	5	9
	熱 量	1	1
環 境	特 定 濃 度	7	7
	濃 度	51	54
	音 圧 レ ベ ル	33	33
	振動加速度レベル	31	31

4 製造・修理事業の届出(平成25年3月末現在)

事業の区分	製造		修理	
	事業者数	事業所数	事業者数	事業所数
タクシーメーター	2(2)	3	12	15
質量計第1類	14(1)	15	14	18
質量計第2類	11(1)	12	12	15
分銅等	5(0)	6		
自重計	1(1)	1	16	23
ガラス製温度計			1	1
水道メーター第1類	1(1)	1		
水道メーター第2類	1(1)	1		
温水メーター				
自動車等給油メーター	7(4)	9	6	6
小型車載燃料油メーター	7(4)	9	5	4
大型車載燃料油メーター	4(4)	5	0	0
定置燃料油メーター等	7(4)	9	3	3
液化石油ガスメーター	2(2)	2	1	1
ガスメーター第1類	1(0)	1		
ガスメーター第2類	2(1)	2		
排ガス積算体積計等				
排水積算体積計等				
量器用尺付タンク	1(0)	1		
圧力計第1類	4(1)	4	4	4
圧力計第2類	4(1)	4	7	7
血圧計第1類	2(0)	2	3	3
血圧計第2類			1	1
騒音計			1	1
振動レベル計			1	1
濃度計第1類	1(1)	1	12	14
濃度計第2類			11	13
濃度計第3類	1(1)	1	11	13
製造・修理事業 計	78(30)	89	121	143

※ 製造の()内の数は県外の届出事業者です。なお、総数に含みます。

5 販売事業の届出
(平成25年3月末現在)

事業の区分	事業者数
非自動はかり・分銅及びおもり	502
ただし、家庭用はかり(ヘルスマーター・ベビースケール・キッチンスケール)を除く	

6 適正計量管理事業所の指定
(平成25年3月末現在)

指定の区分	指定者数	事業所数	
経済産業大臣指定			
県知事指定	製造業	26	28
	流通業	12	45
	その他	7	881
県知事指定の計	45	954	

7 指定製造事業者の指定
(平成25年3月末現在)

指定の事業区分	事業者数
ガスメーター第1類	1
ガスメーター第2類	1
水道メーター第1類	0
水道メーター第2類	0

8 特殊容器製造事業者の指定
(平成25年3月末現在)

事業者数	1
------	---

第 3 特定計量器の検定・装置検査及び基準器検査

1 概 要

正確な特定計量器の供給を図るため、検定・装置検査及び基準器検査を行っています。取引・証明に使用する特定計量器は検定又は装置検査に合格したものでなければ使用できません。(法第16条)

ただし、特殊な種類の特定計量器の検定については経済産業大臣又は指定検定機関が、また電気計器の検定については日本電気計器検定所が行っています。

※特定計量器…取引・証明に使用する場合において、適正な計量を確保することが社会的に求められる計量器及び一般消費者の日常生活における適正な計量の実施の確保が求められる計量器
(タクシメーター、質量計(非自動はかり、分銅等)、温度計、電力量計、ガスメーター、水道メーター、圧力計、ガソリンメーター、濃度計、騒音計、振動計、浮ひょうなど18品目)

※装置検査……タクシ車両に装着したメータ器の検査

検定・装置検査に合格した特定計量器には、検定証印・装置検査証印が付され、また、タクシメーター・燃料油メーター・ガスメーター及び水道メーター等の有効期間のある特定計量器には有効期限を表す数字印を付すほか、有効期限を示す合格シールを貼付しています。

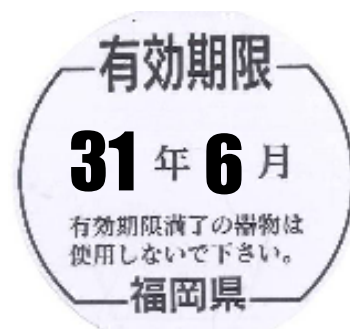
各証印の形状ならびに合格シールは次のとおりです。

検定証印

装置検査証印

タクシメーター合格シール
(装置検査)

燃料油メーター合格シール



各特定計量器の有効期間は次のとおりです。

タクシメーター	1年
液化石油ガスメーター	4年
燃料油メーター	5年又は7年
ガスメーター	7年又は10年
水道メーター	8年

基準器は、特定計量器の検定・検査の基準として用いられているほか特定計量器の製造・修理事業者及び適正計量管理事業所に必要な設備として設置されているもので、特定計量器の正確度をチェックするため高い精度が要求され、器種・型式別に基準器検査の有効期間が定められています。

基準器検査は、基準器の区分に従い経済産業大臣・都道府県知事及び日本電気計器検定所が実施しています。

都道府県知事は、タクシメーター装置検査用基準器・基準面積板・基準はかりの一部・基準分銅(一級～三級)・基準タンクの一部及び基準ガスメーターの一部について実施しています。

なお、基準器検査に合格した基準器には、基準器検査証印(右図)を付し、基準器検査成績書を交付しています。



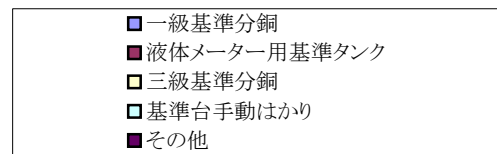
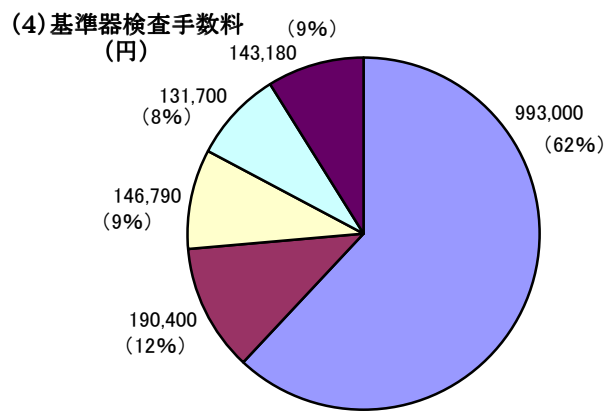
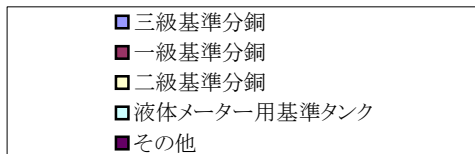
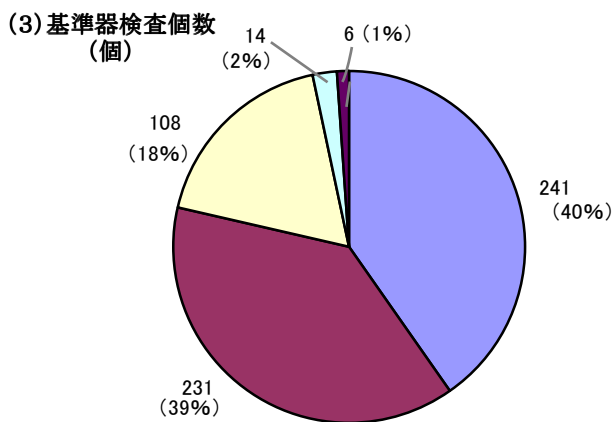
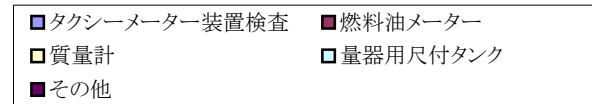
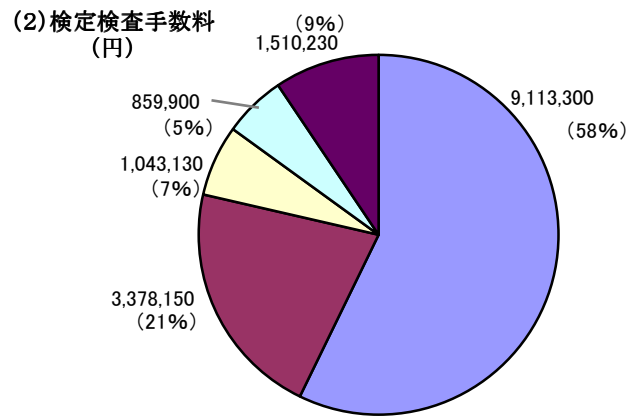
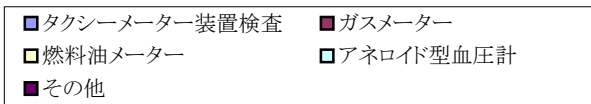
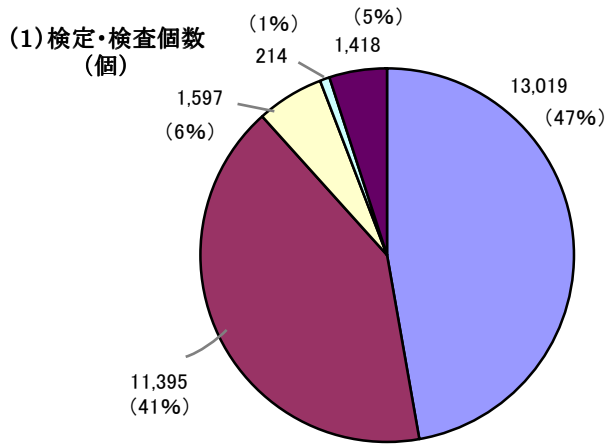
2 平成24年度 特定計量器検定・装置検査実績

種 類		実 績	検定個数	不 合 格
タクシメーター	頭 部 検 査		0	0
	装 置 検 査		13,019	93
	小 計		13,019	93
質量計	電 気 抵 抗 線 式 は か り		250	18
	電 磁 式 は か り		2	0
	誘 電 式 は か り		0	0
	そ の 他 の 電 気 式 は か り		0	0
	等 比 皿 手 動 は か り		0	0
	そ の 他 手 動 は か り		1	0
	ば ね 式 指 示 は か り		1	0
	手 動 指 示 併 用 は か り		0	0
	そ の 他 の 指 示 は か り		0	0
	分	銅	622	0
		小 計	876	18
圧力計	ア ネ ロ イ ド 型 圧 力 計		202	5
	ア ネ ロ イ ド 型 血 圧 計		214	0
	小 計		416	5
体積計	燃料油 メーター	自 動 車 等 給 油 メ ー タ ー	1,285	9
		小 型 車 載 燃 料 油 メ ー タ ー	232	2
		大 型 車 載 燃 料 油 メ ー タ ー	64	0
		簡 易 燃 料 油 メ ー タ ー	2	0
		定 置 燃 料 油 メ ー タ ー	14	0
		小 計	1,597	11
	液 化 石 油 ガ ス メ ー タ ー	50	0	
	ガ ス メ ー タ ー	11,395	5	
	水 道 メ ー タ ー	0	0	
	量 器 用 尺 付 タ ン ク	281	0	
	小 計	13,323	16	
温度計	ガ ラ ス 製 温 度 計	9	2	
合 計			27,643	134

3 平成24年度 基準器検査実績

種類	実績	検査個数	不合格
タクシメーター装置検査用基準器		3	0
基準台 手動 はかり		3	0
一級基準分銅		231	2
二級基準分銅		108	0
三級基準分銅		241	1
基準湿式ガスメーター		0	0
液体メーター用基準タンク(水道用)		0	0
液体メーター用基準タンク(燃料油用)		14	0
合計		600	3

4 平成24年度検定・検査個数及び手数料比率



5 検定・検査個数実績の推移（平成22年度～平成24年度）

種 類		年 度	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
			検定・検査 個数	不合格	検定・検査 個数	不合格	検定・検査 個数	不合格
タクシー メーター	頭 部 検 査		0	0	0	0	0	0
	装 置 検 査		14,040	89	13,231	74	13,019	93
	小 計		14,040	89	13,231	74	13,019	93
質 量 計	電 気 式 は か り		340	52	797	34	252	18
	上 記 以 外 の は か り		4	0	1	0	2	0
	分 銅 ・ お も り		38	0	0	0	622	0
	小 計		382	52	798	34	876	18
圧 力 計	アネロイド型圧力計		43	1	57	2	202	5
	アネロイド型血圧計		377	0	195	0	214	0
	小 計		420	1	252	2	416	5
体 積 計	燃 料 油 メ ー タ ー	自動車等給油メーター	2,071	4	1,793	12	1,285	9
		小型車載燃料油メーター	243	2	265	9	232	2
		大型車載燃料油メーター	65	2	42	1	64	0
		簡易燃料油メーター	4	0	3	1	2	0
		定置燃料油メーター	6	1	8	0	14	0
		小 計	2,389	9	2,111	23	1,597	11
	液化石油ガスメーター	27	0	56	0	50	0	
	ガ ス メ ー タ ー	2,981	1	10,116	2	11,395	5	
	水 道 メ ー タ ー	0	0	0	0	0	0	
	量 器 用 尺 付 タ ン ク	149	0	152	0	281	0	
	小 計	5,546	10	12,435	25	13,323	16	
温度計	ガラス製温度計	7	0	6	0	9	2	
合 計			20,395	152	26,722	135	27,643	134

6 基準器検査個数実績の推移（平成22年度～平成24年度）

種 類		年 度	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
			検査個数	不合格	検査個数	不合格	検査個数	不合格
タクシーメーター装置検査用基準器			8	0	12	0	3	0
基 準 台 手 動 は か り			1	1	1	0	3	0
基 準 分 銅			1,034	6	694	12	580	3
基 準 湿 式 ガ ス メ ー タ ー			0	0	0	0	0	0
液 体 メ ー タ ー 用 基 準 タ ン ク			15	0	7	0	14	0
合 計			1,058	7	714	12	600	3

第 4 特定計量器の定期検査

1 概 要

商店・工場・事業場・病院等で、取引又は証明に使用されている特定計量器(はかり・おもり・分銅)は、法第19条の規定により、2年に1回の周期で実施される定期検査を受検しなければなりません。

この検査は、使用中の特定計量器の正確さを維持するためのもので、関係市町村の協力を得て事前に十分な調査と通知等を行って、未受検者がいないよう努めています。

定期検査に合格した特定計量器には、一般消費者にもわかるように見やすいところに合格シールを貼っています。また、不合格の特定計量器には検定証印を抹消するとともに所有者に不合格票を発行し、修理・廃棄・買い替え等の処置をさせ、不良な特定計量器の使用を防止しています。

本県では、一般社団法人福岡県計量協会を法第20条の指定定期検査機関に指定し、非自動はかり及びおもり、分銅の定期検査業務については県に代わり指定定期検査機関で行っています。

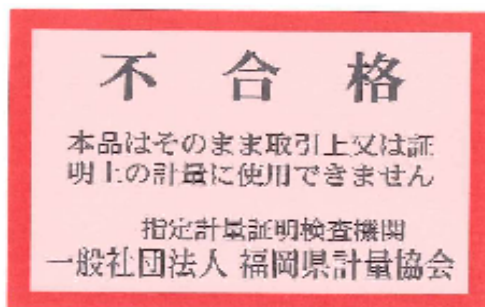
また、法第25条の規定により、定期検査に代わる計量士(代検計量士)による検査も行われています。

なお、福岡県に届出している代検計量士は平成25年4月1日現在33名います。

検査合格シール



不合格シール



免除シール



定期検査の実施周期 (市町村別)

	福岡・筑豊地区	京築・遠賀地区	筑後地区
奇数年	飯塚市・田川市・嘉麻市 古賀市・粕屋町・志免町 須恵町・久山町・宇美町 篠栗町・新宮町・桂川町 糸田町・福智町・香春町 添田町・川崎町・大任町 赤村	行橋市・苅田町・みやこ町 芦屋町・遠賀町・岡垣町 水巻町	朝倉市・小郡市・うきは市 大刀洗町・大木町・筑前町 東峰村
偶数年	直方市・筑紫野市 太宰府市・大野城市 春日市・糸島市・宗像市 福津市・宮若市・那珂川町 鞍手町・小竹町	豊前市・中間市・築上町 吉富町・上毛町	大牟田市・八女市・筑後市 柳川市・大川市・みやま市 広川町

2 平成24年度 定期検査の検査実績(市・郡別)

項目 市郡別		指定定期検査機関による検査				代検計量士による検査		
		公示 日数	検査 戸数	検査 台数	不合格 台数	検査 戸数	検査 台数	不適合 台数
市	糸島市	12	741	1,018	6	144	443	5
	春日市	2	74	120	0	101	276	0
	大野城市	2	72	101	1	121	285	0
	筑紫野市	2	108	196	2	140	553	8
	太宰府市	2	72	113	0	84	236	4
	直方市	4	255	407	4	73	188	0
	宗像市	6	327	465	0	97	381	3
	豊前市	4	143	209	1	51	106	1
	中間市	2	53	67	1	73	216	0
	八女市	10	487	745	7	352	1,163	30
	筑後市	3	128	216	1	109	289	1
	柳川市	5	230	344	1	174	402	2
	みやま市	4	170	228	5	109	280	0
	大牟田市	4	248	323	3	310	742	5
	大川市	2	109	155	1	70	131	0
	福津市	5	253	341	1	46	105	0
	宮若市	3	142	198	0	47	171	0
	市部計	72	3,612	5,246	34	2,101	5,967	59
郡	筑紫郡	2	120	172	2	56	110	0
	八女郡	1	47	78	1	31	116	1
	鞍手郡	3	171	296	3	30	68	0
	築上郡	7	249	355	7	13	37	0
		郡部計	13	587	901	13	130	331
合 計		85	4,199	6,147	47	2,231	6,298	60

※検査台数には、分銅・おもりを含みません。

3 平成24年度 特定計量器器種別定期検査の検査実績

器種	項目	指定定期検査機関による検査		代検計量士による検査	
		検査台数	不合格台数	検査台数	不適合台数
電気抵抗線式はかり		1,491	22	3,947	32
誘電式はかり		253	2	300	0
電磁式はかり		60	0	85	0
その他の電気式はかり		2	0	0	0
手動天秤		0	0	0	0
等比皿手動はかり		41	0	8	0
棒はかり		4	0	0	0
その他の手動はかり		335	0	363	8
ばね式はかり		3,788	22	1,556	20
手動指示併用はかり		173	1	33	0
その他の指示はかり		0	0	6	0
はかり小計		6,147	47	6,298	60
分銅		1,116	0	260	0
定量おもり		4	0	0	0
定量増おもり		1,533	0	1,493	2
分銅類小計		2,653	0	1,753	2
合計		8,800	47	8,051	62

定期検査には、所在場所定期検査を含みます。

4 定期検査実績の推移（平成20年度～平成24年度）

年度	実施市町村数	検査戸数	検査台数	不合格台数
平成20年度	17市 13町村	6,375	12,003	99
平成21年度	8市 25町村	5,955	11,238	95
平成22年度	17市 7町村	6,391	12,405	126
平成23年度	8市 25町村	5,926	14,911	119
平成24年度	17市 7町村	6,430	12,445	107

検査台数・不合格台数には、分銅・おもりは含みません。

第 5 計量証明事業者の計量証明検査

1 概 要

計量証明事業を行うために、知事の登録を受けた一般計量証明事業者及び環境計量証明事業者が使用する特定計量器について、法第116条の規定により器種の区分により1年～3年に1回の周期で計量証明検査を実施しています。

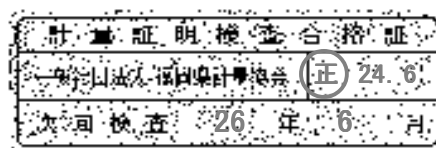
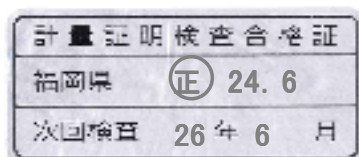
本県では、一般計量証明事業者が計量証明に使用する特定計量器の検査について、一般社団法人福岡県計量協会を法第117条の指定計量証明検査機関に指定し、登録事業者が使用する非自動はかり、分銅及びおもりの検査を行っています。

また、法第120条の規定により、計量証明検査に代わる計量士（代検計量士）による検査も行われています。

検査周期及び計量証明検査合格証シールは、次のとおりです。

器 種	検査周期
非自動はかり、分銅及びおもり	2年
皮 革 面 積 計	1年
騒音計、振動レベル計及び濃度計	3年

検査合格シール



2 平成24年度 一般計量証明事業者の計量証明検査実績

分 質 量 計	区	指定計量証明検査機関による検査		代検計量士による検査	
		検査台数	不合格台数	検査台数	不適合台数
10t 以下		0	0	7	0
20t 以下		0	0	1	0
30t 以下		0	0	11	0
40t 以下		2	0	36	0
50t 以下		0	0	20	1
50t 超えるもの		0	0	14	0
合 計		2	0	89	1

3 平成24年度 環境計量証明事業者の計量証明検査実績

種 類	検査台数	不合格台数
普通騒音計	60	0
精密騒音計	24	0
振動レベル計	55	1
ガラス電極水素イオン濃度指示計	52	0
ジルコニア式酸素濃度計	20	1
溶液導電率式二酸化硫黄濃度計	0	0
磁気式酸素濃度計	6	0
非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計	1	0
非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計	0	0
非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計	16	0
化学発光式窒素酸化物濃度計	19	1
合 計	253	3

4 計量証明検査実績の推移(平成22年度～平成24年度)

種類	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	検査台数	不合格台数	検査台数	不合格台数	検査台数	不合格台数
質 量 計	61	0	104	0	91	1
普通騒音計	0	0	28	0	60	0
精密騒音計	0	0	7	0	24	0
振動レベル計	21	1	0	0	55	1
ガラス電極水素イオン濃度指示計	0	0	11	0	52	0
ジルコニア式酸素濃度計	7	0	0	0	20	1
溶液導電率式二酸化硫黄濃度計	0	0	0	0	0	0
磁気式酸素濃度計	7	0	0	0	6	0
非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計	0	0	0	0	1	0
非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計	0	0	0	0	0	0
非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計	7	1	0	0	16	0
化学発光式窒素酸化物濃度計	12	0	0	0	19	1
合 計	115	2	150	0	344	4

第 6 立 入 検 査

1 概 要

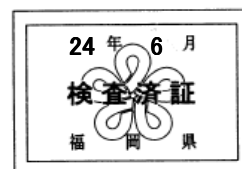
適正な計量の実施を確保するため、法第148条の規定に基づき計量関係事業者や商店・工場等に立入り、使用中の特定計量器の検査・商品の量目検査及び計量管理実施状況の検査を実施しています。

(1) 特定計量器の立入検査

特定計量器を使用している事業所・商店・工場等を対象として、タクシーメーター・質量計・燃料油メーター・液化石油ガスメーター・水道メーター・ガスメーター等の県民生活に不可欠な特定計量器について、有効期限の確認・メーターの管理台帳及び器物の検査を実施しました。

なお、立入検査を実施した特定計量器については、検査済証を貼付しています。

検査済証



(2) 商品量目の立入検査

計量法に定める特定商品について、消費生活物資の流通が多い中元時期・年末年始時期を中心に食品工場・大規模小売店等を対象として、正確な特定計量器を正しく使用し適正な量目を確保しているかどうか、商品量目の立入検査を実施しました。

※特定商品…食料品や日用品等の消費生活関連物資であって、私たち消費者が合理的な選択を行う上で量目（はかりで量った物の重さ）の確認が必要と考えられ、且つ、量目公差（許容される誤差の範囲）を課すことが適当と考えられるもの（食肉・野菜・魚介類・灯油等の29種類）

(3) 定期検査の立入検査

定期検査で不合格となった特定計量器、代検査で不適合となった特定計量器を対象に、その後の措置についての確認のための立入検査を実施していますが、平成24年度は立入検査を行った事案はありませんでした。

(4) 計量関係事業者等の立入検査

ア 計量証明事業者の立入検査

一般計量証明事業者及び環境計量証明事業者に対し、登録事項及び事業規程に基づく事業が履行され、かつ適正な計量証明書の発行がされているか立入検査を実施しました。

イ 指定製造事業者の立入検査

指定製造事業者に対し、一定レベル以上の品質管理の能力を有し、安定的かつ継続的に特定計量器を製造することができるように品質管理の方法が維持されているか立入検査を実施しました。

ウ 届出製造・修理事業者の立入検査

届出製造・修理事業者に対し、検査設備の確認、検査義務の履行状況及び検査規則が確実に履行されているか立入検査を実施しました。

エ 届出販売事業者の立入検査

届出販売業者に対し、遵守事項が確実に守られているか立入検査を実施しました。

オ その他

質量標準管理マニュアルを提出し承認を受けた者、適正計量管理事業所に対し、所定の事項が履行されているか立入検査を実施しました。

2 平成24年度 立入検査結果

(1) 特定計量器の立入検査結果

① ガスメーター（都市ガス）立入検査結果表

立入日数	立入人数	検査事業所数	検査台数	不合格台数	不合格率(%)	不合格理由別台数			
						器差	有効期限	構造	封印
2	4	1	70	0	0.0				
			3,558	0	0.0				

② ガスメーター（家庭用プロパン）立入検査結果表

立入日数	立入人数	検査事業所数	検査台数	不合格台数	不合格率(%)	不合格理由別台数			
						器差	有効期限	構造	封印
11	22	8	85	0	0.0				
			57	69,467	434	0.6		434	

③ 燃料油メーター立入検査結果表

立入日数	立入人数	検査事業所数	検査台数	不合格台数	不合格率(%)	不合格理由別台数			
						器差	有効期限	構造	封印
17	34	74	610	9	1.5		9		
			681	9	1.3		9		

④ 液化石油ガスメーター立入検査結果表

立入日数	立入人数	検査事業所数	検査台数	不合格台数	不合格率(%)	不合格理由別台数			
						器差	有効期限	構造	封印
0	0	0	0	—	—				
			0	—	—				

⑤ 水道メーター立入検査結果表

立入日数	立入人数	検査事業所数	検査台数	不合格台数	不合格率(%)	不合格理由別台数			
						器差	有効期限	構造	封印
5	10	5	124	0	0.0				
			88,792	1,135	1.3		1,135		

⑥ タクシーメーター立入検査結果表

立入日数	立入人数	検査事業所数	検査台数	不合格台数	不合格率(%)	不合格理由別台数			
						器差	有効期限	構造	封印
4	8	13	57	0	0.0				
			171	0	0.0				

⑦ 子メーター（電気計器・水道）立入検査結果表

立入日数	立入人数	検査事業所数	検査台数	不合格台数	不合格率(%)	不合格理由別台数	
						期限切れ	構造
0	0	0	0	—	—		
			0	—	—		

関係団体への周知依頼のみ。

※ 表の上段は現場確認（外観・器差検査）、下段は台帳上の数を表します。

(2) 商品量目の立入検査結果

① 中元時期全国一斉量目立入検査結果表

立入 日数	実施 市町村数	検査 戸数	不適正 戸数	不適正 戸数率 (%)	検査 回数	基準 超過	基準 超過率 (%)	不適正	
								不足	不足率(%)
5	5	10	2	20.0	450	1	0.2	15	3.3

※ 立入実施市町村
篠栗町・志免町・宇美町・須恵町・粕屋町

② 年末年始時期全国一斉量目立入検査結果表

立入 日数	実施 市町村数	検査 戸数	不適正 戸数	不適正 戸数率 (%)	検査 回数	基準 超過	基準 超過率 (%)	不適正	
								不足	不足率(%)
8	8	15	7	46.7	733	5	0.7	49	6.7

※ 立入実施市町村
大刀洗町・小郡市・荻田町・行橋市・みやこ町・新宮町・古賀市・久山町

(3) 定期検査の立入検査結果

定期検査不合格（不適合）特定計量器の立入検査実績

実施地区	日数	市町村数	検査戸数	検査台数
受験対象地区全域	0	0	0	0

(4) 計量関係事業者等の立入検査結果

立入検査の種類		立入日数	事業者(所)数
ア 計量証明事業者の立入検査	①一般計量証明事業者	11	22
	②環境計量証明事業者	9	9
イ 指定製造事業者の立入検査		3	1
ウ 届出製造・修理事業者の立入検査		12	14
エ 届出販売事業者の立入検査		4	19
オ その他	①質量標準管理マニュアル	7	7
	②適正計量管理事業所	1	1

(5) 苦情等に基づく調査依頼の立入検査結果

区分	件数
量目	0
特定計量器	0
その他	0
合計	0

第 7 計量思想の普及啓発事業及びその他の指導事業

1 計量記念日事業

平成5年11月1日に計量法が改正施行されたのを記念して、毎年11月1日が「計量記念日」となりました。この日をスタートとして1ヶ月を「計量強調月間」と定め各種記念日事業を実施しました。

(1) 計量記念日街頭広報

実施日時	平成24年11月1日(木) 10:00~11:00
実施場所	西鉄大牟田線福岡駅 北口1F 福岡市中央区天神2-11-2
	西鉄大牟田線久留米駅 久留米市東町309-2
配布物 及び参加者	<p>配布物</p> <p>(1) 計量のひろば (No.55) (一般社団法人 日本計量振興協会 作成)</p> <p>(2) 電気メーター(子メーター)をご使用の皆さまへ (九州経済産業局・九州地区証明用電気計器対策委員会 作成)</p> <p>(3) 記念品 (計量スプーン)</p> <p>参加者 福岡県計量検定所・福岡市計量検査所・久留米市消費生活センター・(一社)福岡県計量協会・(一社)福岡県環境計量証明事業協会・日本電気計器検定所 九州支社・(一財)日本品質保証機構 九州試験所 (順不同) 計 17名</p>

(2) 計量ひろば

築上町・みやま市において移動相談所を開設し、計量に関する相談、健康・体力測定、計量ゲーム、各種計量器の展示、啓発パネルの展示、計量に関するパンフレットの配布を通じて、計量思想の普及を図りました。

期日及び会場	平成24年11月21日(水)	築上町物産館「メセタの杜」
	平成24年11月22日(木)	道の駅「みやま」

2 計量モニター

消費生活物資の流過程における量目について、消費者自身にその現状を認識してもらい、計量思想の啓発を図るとともに、商品の生産者及び販売者に対して正確な計量について注意を促し、併せて計量モニターから寄せられた資料及び意見等を計量行政の推進に活用することを目的として実施しました。

実施地区、 期間及び人員	朝倉市 平成24年9月1日(日)~9月30日(月)	(25名)
-----------------	---------------------------	-------

(1) 計量モニターの商品分類別集計表

大分類 (種類)	購入件数	量目不足		適 法			
				正量		基準超過	
		件数	%	件数	%	件数	%
粉・めん類	70	1	1.4	67	95.7	2	2.9
精肉類	253	10	4.0	233	92.1	10	4.0
魚介類	88	8	9.1	76	86.4	4	4.5
野菜類	104	4	3.8	80	76.9	20	19.2
調理食品類	79	0	0.0	77	97.5	2	2.5
そう菜類	40	0	0.0	38	95.0	2	5.0
乳製品類	17	0	0.0	17	100.0	0	0.0
嗜好品類	86	1	1.2	84	97.7	1	1.2
その他	5	1	20.0	4	80.0	0	0.0
合 計	742	25	3.4	676	91.1	41	5.5

3 計量教室

特定商品をスーパー・一般小売店等から試買し、量目が正しく計られているか消費者と審査を行い日頃の商品量目の実態を把握するとともに、計量誤差の要因を研究し、消費者に日常生活に密接な計量の重要性について意識を高めてもらい、広く計量思想の普及を図るため実施しました。

期 日 及 び 地 区	平成25年 2月20日(水) 粕屋町
-------------	--------------------

(1) 商品別量目審査結果表

商 品 名	購入件数	量目不足		適 法			
				正量		基準超過	
		件数	%	件数	%	件数	%
精肉類	5	0	0.0	5	100.0	0	0.0
鮮魚類	5	0	0.0	5	100.0	0	0.0
野菜類	5	1	20.0	4	80.0	0	0.0
調理食品	5	1	20.0	4	80.0	0	0.0
塩干物	5	0	0.0	5	100.0	0	0.0
合 計	25	2	8.0	23	92.0	0	0.0

4 おもしろ計量教室

小学5年生を対象に、計量検定所の業務内容や、身近にある計量器についての説明を行い計量検定所のPRを行うことや、理科の学習や計量に関する実験等を実施し、原理や法則を見つけること、また、簡単なゲームにより「計量」の必要性を体験することを目的として実施しました。

期日及び地区	平成25年 1月16日(水)	嘉麻市 (1校)
	平成25年 1月25日(金)	八女市 (1校)
	平成25年 2月 6日(水)	福津市 (1校)

5 講習会等

(1) 一般計量証明事業者主任計量者講習会

一般社団法人福岡県計量協会の計量証明事業者部会が主催する一般計量証明事業者主任計量者講習会に、計量証明事業の趣旨及び社会的責任を認識して頂くために講師を派遣しました。

ア 新規対象者	第1回	平成24年 7月26日(木)	福岡県計量検定所
	第2回	平成25年 1月24日(木)	福岡県計量検定所
イ 再講習 (5年サイクル)		平成24年10月 4日(木)	福岡県計量検定所

(2) 環境計量証明事業者立入検査結果等報告会

一般社団法人福岡県計量協会の環境計量士部会が主催する講習会の同日に、環境計量証明事業者のスキルアップのため立入検査結果等の報告会を実施しました。

平成25年 3月19日(火) 福岡県計量検定所

(3) 計量協会計量器部会研修会

一般社団法人福岡県計量協会計量器部会が主催する基礎知識研修会に「計量法の基礎」「製造・修理・販売事業者の概要」と題する研修を行うために講師を派遣しました。

平成24年 6月19日(火) 福岡県計量検定所

(4) 計量協会計量管理部会研修会

一般社団法人計量協会計量管理部会が主催する計量基礎知識研修会に「計量法概要」「非自動はかりの検査手順と実習」と題する研修を行うために講師を派遣しました。

平成24年 8月 2日(木) 福岡県計量検定所

第 8 その他

1 特定市

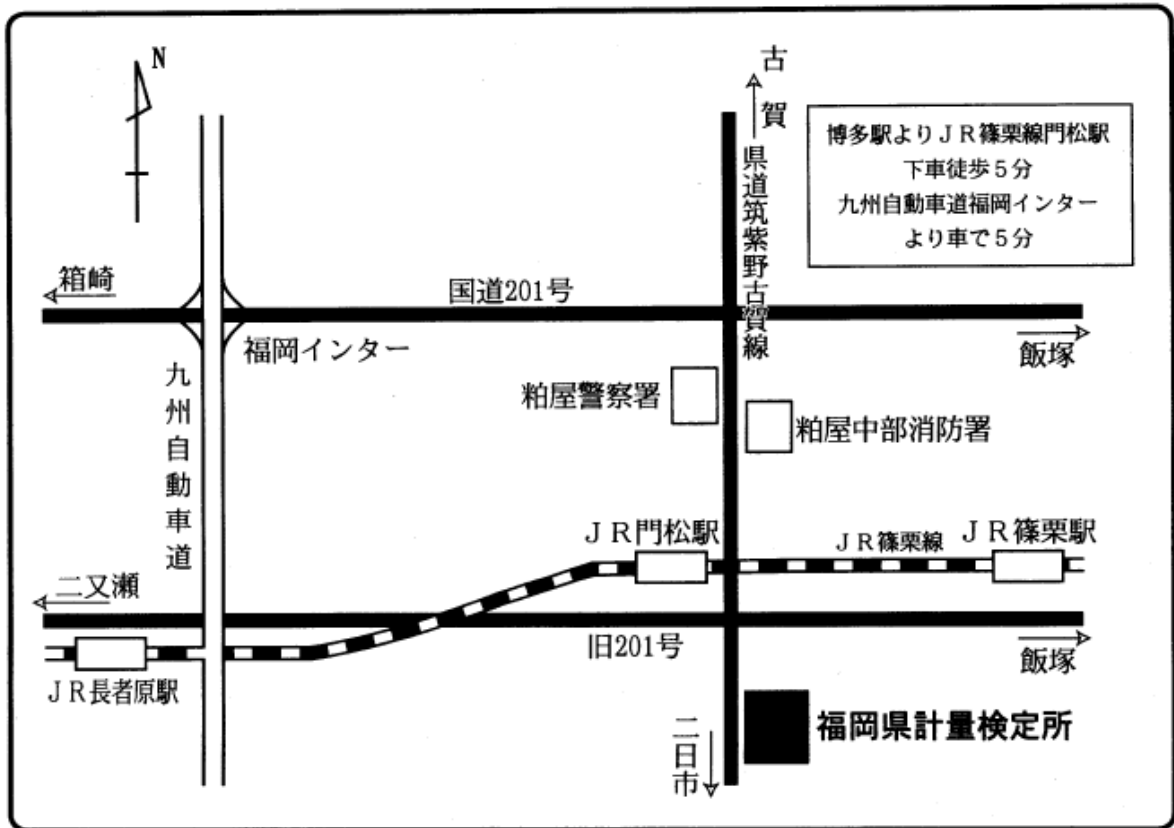
市 名	郵便番号	所在地	電話番号 FAX番号	組 織
福岡市	810-0014	福岡市中央区平尾2丁目6-5	092-524-0231 092-524-0299	経済観光文化局 産業振興部 振興課 計量検査所
北九州市	803-0805	北九州市小倉北区親和町6-2	093-592-2012 093-562-7803	市民文化スポーツ局 安全・安心推進部 消費生活センター計量検査所
久留米市	830-0037	久留米市諏訪野町1830-6	0942-30-7700 0942-30-7715	協働推進部 消費生活センター

2 計量関係団体等

名 称	所在地	電話番号 FAX番号	代表者	事務局長 又は担当者	会員数
一般社団法人 福岡県計量協会	〒811-2302 糟屋郡粕屋町大字大隈188-2 (福岡県計量検定所内)	092-939-2912 092-939-2912	石蔵 利治	能塚 博俊	234 及び 1団体
一般社団法人 福岡県 環境計量証明事業協会	〒811-2302 糟屋郡粕屋町大字大隈188-2 (福岡県計量検定所内)	092-939-6650 092-939-6650	古賀 康之	北森成治	54
特定非営利活動法人 北九州市計量士会	〒803-0805 北九州市小倉北区親和町6-2 (北九州市計量検査所内)	093-592-3400 093-592-3400	瓜生 裕一	辻川 宏	31
日本電気計器検定所 九州支社	〒815-0032 福岡市南区塩原2丁目1-40	092-541-3031 092-541-2979	大山 和義	吉澤 和浩	
一般財団法人 日本品質保証機構九州試験所 (JQA)	〒839-0801 久留米市宮ノ陣3丁目2-33	0942-48-7763 0942-48-7760	大坪 信	石丸 将哉	
独立行政法人 製品評価技術基盤機構 九州支所	〒815-0032 福岡市南区塩原2丁目1-28	092-551-1315 092-551-1329	山本 修身	—	

(平成25年4月1日現在)

3 計量検定所案内図



計量行政概要

発行 平成25年8月
編集 福岡県計量検定所
〒811-2302
糟屋郡粕屋町大字大隈188番地2
TEL 092-939-1541 (総務課)
092-939-1543 (指導課・検査課)
092-939-1545 (検定第一課・検定第二課)
FAX 092-939-1542

福岡県行政資料

分類番号	所属コード
QA	0604403
登録年度	登録番号
25	1